

第7回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会会議録

- 1 会議名 第7回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会
- 2 開催日時 令和元年7月26日（金）午前10時00分から午後11時40分まで
- 3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室802
- 4 出席者
 - (1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、東淳樹委員、大河原正文委員、
颯田尚哉委員、平塚明委員、山本博委員
 - (2) 事務局 村上秀昭事務局長、小野寺啓総務管理課長、
吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主査
株式会社日産技術コンサルタント（2名）

5 議 事 第3次選定について

6 公開、非公開の別 非公開

7 あいさつ

委員の皆様には日頃から候補地の選定に尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日は、前回の会議で協議いただいた第3次選定の進め方について見直しが必要になったため、改めて協議をお願いするもの。

委員の皆様には率直な意見をお願いする。

8 協議内容

第3次選定について

会議資料「第3次選定について」により事務局から説明を行った。

以下、委員からの質問など

委員長 まず、本日の内容について確認する。

前回は、第3次選定の方法について協議をした。「評価①」については事務局において各候補地の情報を整理して点数化したものを今回の委員会で協議し、現地調査の対象候補地を抽出することとしていた。しかし、事務局で整理作業を進める過程で評価項目を見直す必要が生じたため、今回は現地調査の対象候補地を選ぶのではなく、その前段階である評価項目について再度協議するということ。

「評価①」の結果については、事務局において各候補地の情報を整理して点数化したものを現地調査のときに委員会に提示し、その後に現地調査するということ
でよろしいか。

事務局 本日の協議で決定した評価項目と内容で各候補地の情報を整理して点数化し、その結果を現地調査実施日の前に各委員に送付したい。その上で現地調査当日に

委員会を開催し、「評価①」について協議いただき、結論を得た上で現地調査に入りたいと考えている。

委員長 今説明のあったような今後のスケジュールと協議内容だがよろしいか。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは「評価①」の評価項目や内容などについて、意見、質問をお願いします。

評価項目「その他考慮すべき事項」の「希少動植物生息状況」について、事務局の説明内容に対して意見などはないか。

委員 県に照会し、結果的に特に整備を制限される候補地はなかったということなので、配点を含め、この項目について意見はない。

事務局 前回会議で地元の動植物に詳しい方から意見を求めてはどうかと提案があったので地元の方に調べていただいた。その結果、県の調査と同様、これまで特別保護しなければならない動植物の生息や分布の事例は聞いたことがなく、現地においても今の時点で確認できなかったとのことであった。

委員長 確認だが、必要な埋立容量を確保するために、埋立段数を2段以上にしなければならない候補地もあるということか。

事務局 最終処分場の造成の考え方を説明する。

最終処分場は、1段で埋め立てできる候補地が優れていると考えた。2段までに収まるよう設計するのが一般的であるが、できる限り1段で収めるため、どの部分を切ると収まるかということ考えながら線を引いた。

山間部への整備の場合、1段で必要な容量を確保すると相当な面積が必要となり、それに伴い造成面積が大きくなり、2段3段と積みざるを得ない場合が出てくる。1段では用地的に非常に難しい例としては、山間部などの急傾斜の場所となる。

1段での埋め立てが可能な例としては、谷地の奥が広い地形をしており、勾配が非常に緩くなっているような場所である。

委員長 「経済面の評価」の「敷地造成費」では工事面積が少なければ評価が高くなるが、「土地利用面の評価」の「埋立完了後の土地利用」では埋立段数が少なければ評価が高くなる。「敷地造成費」は3点のうち50%で1.5点、「埋立完了後の土地利用」では1点ということなので、敷地造成費の方に重みを置いたということか。

事務局 そのとおりで、「土地利用面の評価」としては、例えば1段で容量を確保できるとそれだけ造成面積が広くなり、敷地面積の面では工事面積が狭い2段3段の埋め立ての方が工事面積が小さくなるという相反する考え方になる。そこで優先

するのは造成費用という案とした。

委員長 2段や3段の埋め立てとした場合の安全性についてはどう考えているのか。

事務局 土質にもよるが、1段目より2段目、3段目となるに従い、その勾配を緩くしていくのが一般的な盛土であり、併せて下になる部分が崩壊しないよう、例えば1段目の端から法を10m下げるといような形をとり、安定的に積み上げができるよう段数を重ねていく。また、積み上げの高さを5m以下にすることにより、安定的に積み上げが可能であると考え。最終処分場においては2段以上での埋め立ては一般的にも行われているものである。

ニュースなどで目にする埋立処分場の崩壊という事例については、ほとんどが産業廃棄物の最終処分場において不法な埋め立てがされたことが原因として多いものであり、公共で管理している処分場での崩壊という事例はない。

委員 補助資料として、焼却施設に係る「地盤地質の状況」における専門業者による現況調査結果があるが、各項目で適性が低いとの報告であり、候補地の選択肢が限定的になるということか。

事務局 最終処分場に係る現況調査は調査が終了していないので、参考として焼却施設の調査結果を補助資料として配布した。これによると、切土の部分ではある程度の強度を有するが、盛土の部分では十分な支持力が期待できないということであり、地盤改良が必要であるという内容である。このような調査を最終処分場の候補地にあっても行いたいという考えである。

委員 発生土は盛土としての利用に適さず、切土の部分もあまり安定しないという結果であると見た。

リニアメントについては図示されている量が少ないと感じる。

また地盤の状況があまり芳しくないと感じる。地盤改良すればよい話だが、コストにそのまま反映されるので検討すべきである。費用的にどの程度の掛かり増すかということも考えるのか。

事務局 経費については概算で計算している。焼却施設を例にした場合、工事面積が6haで造成面積が5haとすると、切土が34,000m³程度発生し、そのうち30,000m³を地盤改良した場合、大まかに4,000万円弱との積算結果であった。

委員 施設稼働後の覆土には何を使うのか。盛土流用が難しい場所が多いとのことだが、施設の整備の際に出た土を覆土に使用するのは問題ないのか。

事務局 施設整備の際の発生土はそのままでは覆土に使用できない。既存の3か所の最終処分場では、購入土を使っているところも発生土を使っているところもある。今回の場合、工事の際の残土は含水率が高いということもありそのままでは覆土

として利用は難しいので、購入土を使うなども含めて考える必要がある。

委員 評価ではこのようなことは考えないのか。

事務局 コンサルとの打合せでは、造成図の線は引けるが、発生土量までは計算できないとのことであった。そのため、現時点では評価できないこととなった。

委員長 評価項目に「土地の権利面の評価」が設けられたが、どのような考えからか。

事務局 最終処分場の場合、権利面で支障となる土地を避けて、候補地内の他の土地を選ぶというのは地形的に難しい。そのため、土地の様々な権利面で評価を行う必要があることから、評価項目として必要と考えたものである。

委員 「未相続・筆界未定・共有の土地の有無」の除外という採点は、評価対象から落とすということになるが、これは該当する土地の有無だけで評価するのか。

事務局 当初の想定より支障になると感じたのは、未相続の土地や共有地である。

例えば、ため池や用悪水路という地目では、共有者が40人や110人という人数で登記されており、時代的にも明治時代のものと思われるものがある。このような土地の相続手続きを進めるのは非常に困難と考え、このような提案をするものである。

具体的な評価は全体の状況を見ないとお答えできないが、同じような事例でもその名義人が10人程度であれば、他の土地と大して変わらずに評価できるものと考ええる。

委員 「地役権・地上権の有無」については、どのように評価するのか。

事務局 地役権については東北電力の送電線の下の部分に何件か確認されている。これは最終処分場の場合は利用上の制限にならないと思うが、場合によっては支障となることもあるのでマイナス要素として考える。地上権には岩手県が立木の所有のために設定されたものがある。これはこの土地を取得する際に、立木を補償すればよいものなのかどうか確認して評価しなければならない。

委員長 委員から「土地権利面の評価」についての質問があったが、具体的に「所有者数」の評価を所有者の数で何人だと何点になるかという細かい基準に関しても委員会での協議が必要か。事務局で評価案を作成するのか。

事務局 これから各候補地の状況をまとめ、分布の状況を見ながら評価案を作成することとなる。委員会へは整理の考え方を含めて評価案を示すので、その評価案の妥当性などについて協議いただきたい。

委員長 事務局の考え方で進めることとしてよろしいか。

委員 <意見等なし>

委員長 続いて、「評価②（現地調査）」について、意見、質問をお願いします。

委員 調査のイメージとしては、候補地が確認できる近傍まで行き、目視での確認ということか。交通的な問題から候補地内に立ち入らないのか。候補地にはどの程度まで近づけるのか。

事務局 調査のイメージはお見込みのとおり。

候補地内に立ち入らないのは、全ての候補地の所有者から立ち入りの了解を得られるとは限らず、立ち入りの了解を得られた場所とそうでない場所とで評価が分かれるのも適当ではないと考えたためである。土地には立ち入らないが候補地までは行くことができる。

委員 候補地内に入って確認したいとも思うが、入っても見通しが悪くあまり状況がつかめない場合もある。候補地内に入らなくとも、現地の全体的な景観と空中写真があればおおよそのことは判断できると思う。

しかし、植物の確認を考えた場合は、入らないことには分からないこともある。

事務局 春から夏にかけてと、秋とでは植生が違うということを地元の方から話をいただいているが、現地で確認したいというのはそういうこともあるのか。

委員 そういうこともある。

委員長 「②調査方法」に記載されている全体での意見交換の場で、意見交換だけではなく、各委員から候補地に関する情報提供があれば評価の参考になるので、各委員には情報の提供をお願いします。

事務局 できるだけ移動中の車内でも意見交換ができる環境にしたいと考え、マイクロバスを準備したいと考えている。マイクロバスの入れない長い林道を通らなければならない候補地が残れば、小型車に分乗して行くことになる。

委員 生活環境面での評価のため、航空写真やその他の資料である程度人家などが確認できる資料を準備してほしい。現場を見ただけでは、その周りの状況が分からない。

事務局 航空写真を準備したい。

委員長 「④調査時準備資料」の「候補地と第1次選定の除外条件との近接状況を示す図」とはどのようなものか。

事務局 第1次選定の除外条件には、目視で確認できないものもある。候補地の近くに除外条件に該当する場所があるかを把握した上で現地確認をした方がよいと考えたため、当該資料を準備する考えである。

委員 現地調査における採点は、各委員の主観で行ってよいのか。

また、特にコメントがない場合は、コメントを書かなくともよいか。

事務局 各委員の主観にお任せする。コメントはできるだけ記入をお願いしたい。

委員長 それ以外に意見や質問があればお願いします。

委員 <意見等なし>

委員長 それでは現地調査については、今回示された内容で行うことで進める。

9 担当課 総務管理課